

(経営等改善資金)

資金の種類	貸付内容	基 準 (R4.4.1~)	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左の うち 据置期間
(1)操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置		1台 100万円	原則 7 農商工 9 バイオ 9 六次産 業 9 みどり 9	1 3 1 3 1
	遠隔操縦装置		1台 50万円		
	レーダー		1台 180万円		
	自動航跡記録装置	型式認定 (推奨)	1台 120万円		
	G P S 受信機	型式認定 (推奨)	1台 130万円		
	サイドスラスター		1台 400万円		
			(合計で 500万円)		
(2)漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	型式認定 (推奨)	1件 500万円	原則 7 農商工 9 バイオ 9 六次産 業 9 みどり 9	1 3 1 3 1
	揚 縄 機	型式認定 (推奨)	1台 120万円		
	揚 網 機	型式認定 (推奨)	1台 120万円		
	漁 業 用 ソ ナ ー	型式認定 (推奨)	1台 500万円		
	カラー魚群探知機	型式認定 (推奨)	1台 150万円		
	海水冷却装置	型式認定 (推奨)	1台 180万円		
	巻取りウインチ	型式認定 (推奨)	1台 500万円		
	放電式集魚灯	型式認定 (推奨)	1セット200万円		
	漁業用クレーン	型式認定 (推奨)	1台 400万円		
	海水殺菌装置		1台 300万円		
	漁獲物等処理装置		1台 500万円		
	潮流計	型式認定 (推奨)	1台 500万円		
			(合計で 500万円)		
(3)補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出装置付推進機関を含む)		1台 400万円	原則 7 農商工 9 バイオ 9 六次産 業 9 みどり 9	1 3 1 3 1
	油 圧 装 置		1台 500万円		
			(合計で 500万円)		
(4)燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関(漁船用環境高度対応機関)	型式認定 (推奨)	1台 2,400万円	原則 7 農商工 9 バイオ 9 六次産 業 9 みどり 9	1 3 1 3 1
	定 速 装 置	型式認定 (推奨)	1台 120万円		
	発光ダイオード式集魚灯	型式認定 (推奨)	1台 1,300万円		
			合計で2,500万円		
(5)新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗購入又は生産、餌料の購入	農林水産大臣が定める基準に基づく魚種及び養殖技術	400万円	原則 4 農商工 5 バイオ 5 六次産業 5 みどり 5	2 3 2 3 2

(6)資源管理型 漁業推進資金	資源管理装置 〔改良漁具、転換 漁具、漁ろう機 器〕 低利用資源の開 発・利用 〔漁具、漁ろう機 器〕 付加価値の向上 〔活魚〕 〔船上活魚装置・ 蓄養施設等〕 〔加工〕 加工機械、選別機、 洗浄機、包装機、 冷凍冷蔵庫	農林水産大臣が定める基準に基づ く	1,200万円	原則 10 農商工 12 バイオ 12 六次産 業 12 みどり 12	3 5 3 5 3
(7)環境対応型 養殖業推進資金	漁場環境の悪化防 止 〔造粒機、自動投 餌機、飼料倉庫〕 養殖魚の安全確保 〔金網いけす、自 動網いけす洗浄 機、附着物駆除 用生物培養器等 関連の機器等〕 〔飼料成分分析 機、水質・底質 測定機、残留・ 肉質検査機器、 蓄養施設、医薬 品、飼料等〕	農林水産大臣が定める基準に基づ く	2,000万円（漁場 環境適正化管理協 定に基づく取組に あつては、1,200 万円）	原則 10 農商工 12 バイオ 12 六次産 業 12 みどり 12	3 5 3 5 3
(8)乗組員安全 機器等設置資金	転落防止用手すり		1件 50万円	5	1
	安全カバー装置		1件 50万円		
	揚網機安全装置		1件 40万円		
			(合計で 150万円)		
(9)救命消防設 備購入資金	救命胴衣	船舶安全法に基づく型式承認、検定 合格	1件 10万円	2	-
	消火器		1件 10万円		
	イーパブ		1件 60万円	5	-
	レーダートランス ポ ン ダ		1件 65万円		
	小型漁船緊急連絡 装 置		1件 130万円		
		(合計で 130万円)			
(10)漁船転覆防 止機器等設置資 金	漁獲物の横移動防 止装置		1件 30万円	5	1
	甲板下の魚そう		1件 100万円		
			(合計で 150万円)		
(11)漁船衝突防 止機器等購入資 金	レーダー反射機		1件 40万円	5	-
	無線電話		1件 40万円		
			(合計で 120万円)		
(12)漁具損壊防 止機器等購入資 金	標識灯		個人 70万円	5	-
	レーダー反射器付 ブイ		団体、法人 130万円		

(生活改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左の 据置期間 のうち
(1)生活合理化設備資金	し尿浄化装置	吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するもの	30万円	3	—
	改良便所	くみ取り式の便所で、貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造を有するもの			
	自家用給排水施設		10万円	2	—
	太陽熱利用温水装置		10万円		
(2)住居利用方式改善資金	居室の改造 〔居間、寝室、子供室、老人室等〕 炊事施設の改造 〔炊事場、食事室等〕 衛生施設の改善 〔浴室、便所、洗面所等〕 家事室等の改造 〔家事室、更衣室、土間等〕		150万円	7	—
(3)婦人・高齢者活動資金	生産活動等に用いる費用	共同で行うもの	80万円	3	—

(注)水産業普及指導員等の実態を把握している者の意見書が必要です。

(青年漁業者等養成確保資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左の 据置期間 のうち
(1)研修教育資金	研修受講費用等	農林水産大臣が定める基準に基づく	国内 180万円 ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12ヶ月を最大とする	5	1
			国外 100万円		
			(合計で 180万円)		
(2)高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	農林水産大臣が定める基準に基づく	1人又は団体1につき 150万円	5	—
(3)漁業経営開始資金	漁船の建造・取得、改造、機器・施設の設置、漁具、種苗、餌料の購入等	農林水産大臣が定める基準に基づく	1人又は団体1につき 2,000万円	原則 10	3
			ただし、漁業経営改善グループの場合は5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあたっては800万円	バイオ 12	3

注：本表中、「農商工」とは、農商工等連携促進法の特例の場合を、「バイオ」とは、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合を、「六次化」とは、六次産業化法の特例の場合を、「みどり」とは、みどりの食料システム法の特例の場合をいう。